

## 扶桑町放課後児童クラブの概要

### 😊 放課後児童クラブの利用対象地域

クラブ名と開設場所	定員(人)	利用対象地域	電話番号
高雄放課後児童クラブ 高雄放課後児童クラブ館	177	高雄小学校区	0587-93-1202
扶桑東放課後児童クラブ 扶桑東放課後児童クラブ館	140	扶桑東小学校区	0587-92-1767
山名放課後児童クラブ 山名放課後児童クラブ館	137	山名小学校区	0587-93-1626
柏森放課後児童クラブ 柏森放課後児童クラブ館	228	柏森小学校区	0587-92-2717

<注意> ・ 開設時間以外の連絡は子ども課へお願いします。

- ・ 希望する児童クラブが、定員を超える場合、希望通り入所できないことや待機になることがあります。

### 😊 開設期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

<土曜日>

利用できる児童は、保護者が土曜日勤務の方が対象となります。

春・夏・冬休みの土曜日は、各放課後児童クラブ館で開設します。

通常日の土曜日については、柏森放課後児童クラブ館のみ開設します。

<注意>

児童が全て帰宅した場合は、開設時間内でも閉設する場合があります。

### 😊 閉設日

日、祝日、年末年始（令和7年12月29日～令和8年1月3日）

### 😊 開設時間

利用日	開設時間	利用できる児童
通常日（月曜日から金曜日）	下校時から午後7時	通常日・春・夏・冬休み申込児童、 通常日のみ申込児童
土曜日・代休日（学校行事による代替日）	午前7時30分から午後7時	
春・夏・冬休み	午前7時30分から午後7時	通常日・春・夏・冬休み申込児童 春・夏・冬休みのみ申込児童

※「通常日のみ」の方は、長期休業日（春・夏・冬休み）の利用ができません。

「長期休業日のみ」の方は、通常日・代休日の利用ができません。

### 😊 令和7年度 春・夏・冬休みの利用について

開設日についての詳細は、後日お知らせします。

### 😊 扶桑町公式ホームページの放課後児童クラブで詳細をご確認ください

😊 **利用料** 申込み利用期間で異なります。利用料は口座振替です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通常・長期休業を利用	2,400	2,400	2,400	2,400	4,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
長期休業のみを利用	1,600			1,600	4,600				1,600			1,600

※利用料を納期限後90日以上たっても納付しない場合は、利用できなくなります。

😊 **スポーツ安全保険料**

公費負担による加入のため、個人負担はありません。

😊 **保育を必要とする入所の基準** (基準に該当するか確認をしてください)

入所の基準	具体的な事由	承諾期間
居宅外就労及び自営	1ヶ月につき60時間以上就労することを常態としていること(おおむね1日4時間以上・15日以上就労することを常態としていること)	左記の状態が継続すると見込まれる期間
1. 就労が通勤時間も含め、午後3時までの場合は通常日の利用はできません。 ただし、「長期休業日のみ」申込みの場合は午後3時までの就労でも可能です。(1ヶ月につき60時間以上就労することを常態としていること) 2. 内職の場合は利用できません。		
産前産後	妊娠中及び出産	出産予定日前の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日の8週間を経過するまで
疾病等	医師診断書または身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳などにより保護者の疾病もしくは負傷が確認できること	医師診断書の場合は、診断書に記載の日、または治癒すると見込まれる日まで手帳の場合は、その状態が継続すると見込まれる期間
介護	1ヶ月につき15日以上疾病の状態、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を介護していること	
災害復旧	自宅または近隣地域などの災害の復旧に当たっていること	災害の復旧が必要と見込まれる期間

<注意>

居宅外就労及び自営以外で申込みの場合は、勤務(就労)証明書に代わる具体的な事由が証明出来るものを提出してください

- ・産前産後の場合 出産予定日が記載されたものの写し(母子健康手帳等)
- ・疾病等の場合 本人の医師診断書、又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等で保護者の疾病、もしくは負傷が確認できるものの写し
- ・介護の場合 被介護者の医師診断書、又は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し、及び介護者の介護に携わる詳細が記載されたもの

【問合先】 扶桑町役場 子ども課 TEL 0587-92-4128